

国 運 審 第 9 号  
平成 1 8 年 8 月 3 日

国土交通大臣 北 側 一 雄 殿

運輸審議会会長 榊 誠

答 申 書

鉄道事業法第五十六条の二（軌道法第二十六条において準用する場合を含む。）、道路運送法第九十四条の二、貨物自動車運送事業法第六十条の二、海上運送法第二十五条の二、内航海運業法第二十六条の二第一項及び航空法第三百三十四条の二の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の策定に関する諮問について

平 1 8 第 7 0 0 1 号

平成 1 8 年 6 月 2 2 日付け国官運安第 1 8 号をもって諮問された本事案については、運輸安全確保部会において検討を行い、また、平成 1 8 年 7 月 1 8 日に東京都において参考人意見聴取会、平成 1 8 年 7 月 2 7 日に東京都において公聴会を開催したほか、諮問された本事案について審議した結果、次のとおり答申する。

## 主 文

鉄道事業法第56条の2（軌道法第26条において準用する場合を含む。）、道路運送法第94条の2、貨物自動車運送事業法第60条の2、海上運送法第25条の2、内航海運業法第26条の2第1項及び航空法第134条の2の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針については、平成18年6月22日付け国官運安第18号の別紙案のとおり定めることが適当である。

## 理 由

1 国土交通大臣は、平成18年6月22日付け国官運安第18号により、鉄道事業法第56条の2（軌道法第26条において準用する場合を含む。）、道路運送法第94条の2、貨物自動車運送事業法第60条の2、海上運送法第25条の2、内航海運業法第26条の2第1項及び航空法第134条の2の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針を同号別紙案のとおり定めようとして、鉄道事業法第64条の2第5号、軌道法第27条ノ2第8号、道路運送法第88条の2第7号、貨物自動車運送事業法第67条、海上運送法第45条の3第5号、内航海運業法第26条の2第2項及び航空法第136条第4号に基づき、当審議会に諮問した。

2 当審議会は本事案の審議に当たり、専門委員の参加を得て「運輸安全確保部会」を設け、検討を行った。

また、参考人意見聴取会を開催し運輸分野の事業者・事業者団体関係者の意見を聴取するとともに、公聴会を開催し所管局の陳述及び一般公述人の公述を聴取したほか、当審議会に提出された

資料、所管局から聴取した説明等に基づき検討を行ったが、それらの結果は次のとおりである。

(1) 今般、「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成18年法律第19号）」により、運輸事業者において、絶えず輸送の安全性の向上に向けた取組を求めるとともに、安全最優先の方針の下、経営トップ主導による経営トップから現場まで事業者が一丸となった安全管理体制の適切な構築を図るため、運輸事業者に対して、安全管理規程の作成等が義務付けられることとなった。本事案は、この安全管理規程の記載事項のうち、その基本となる「輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項」の実施状況を確認するために国土交通大臣が行う報告徴収又は立入検査（以下「報告徴収等」という。）の実施に係る基本的な方針を定めるものである。

(2) この基本的な方針は、国土交通省内に設けられた「公共交通に係るヒューマンエラー事故防止対策検討委員会」で策定された「とりまとめ」及び「運輸安全マネジメント態勢構築に係るガイドライン等検討会」で策定された「安全管理規程に係るガイドライン」等を踏まえて、「実施に係る基本的な考え方」、「実施方針」（報告徴収等における重点確認事項、実施の方法、実施方法等の見直し及び改善、結果の取り扱い、実施計画）等について定めたものである。

(3) 本方針においては、当面は、新たに導入される安全管理規程制度の関係者への周知、啓発等に努め、事業者における基本的な理解や実際の実施状況の確認、安全管理規程の更なる改善等に向けた助言を中心として実施することとしており、実施に当たっては、事業者が自主的に作成した安全方針等に従った安全管理体制の運用等についての確認と必要に応じた助言を重点としているこ

と

保安監査実施部局との連携等により効率的な報告徴収等の実施を行うとともに、事業者における取り組みの総合的な把握、分析に努めるとしていること

新たに導入される制度であることもあり、報告徴収等の実施方法等について、継続的な見直し及び改善を行うとしていること  
報告徴収等の所見について、当該事業者の説明を行い、所要の措置を講じるとともに、報告徴収等の結果については、事業者の機密も含まれることを勘案しつつ、事業者の安全に関する意識向上を促すために、その概要を公表していること

当面、特に大規模な事故が発生し、トラブルが多発している大量高速輸送機関である鉄道および航空分野を重点とし、運輸各分野について計画的に報告徴収等を行うとしていること

等が記載されており、いずれも法律の趣旨にかんがみ適切なものである。

(4)以上のことから、本事案については、諮問案のとおり定めることが適当であると認められる。

(別添参考資料：平成18年7月31日付け運輸安全確保部会報告)

## 国土交通大臣に対する要望

国土交通大臣は、輸送の安全確保、事業者の安全管理が運輸に係る行政運営の最重要課題であることにかんがみ、次の事項について万全の措置を講じられたい。

- 1 国土交通本省、地方部局を問わず関係部局における適切な連携を図り、所要人員の確保、関係職員の教育、訓練など組織体制の充実、強化に努めること。
- 2 事業者の規模、実態等を十分踏まえつつ、経営トップを始めとする事業者の主体的な取組を尊重し、自主的な改善に向けた意欲やプロセスの確立に向けた努力を評価し、安全管理体制が向上するよう配慮すること。
- 3 適切な指導、助言を行うため、安全管理体制の実態を把握する上で必要な情報が提供されるよう、事業者との信頼関係、協働関係が構築されるよう努め、報告徴収等で得た情報については、国民の安全に対する関心を踏まえ安全確保の観点から可能な限り公表するよう努めること。
- 4 行政、事業者、学界等各界において、事故に関する情報はもとより、事故発生の原因となりうるいわゆる「事故の芽情報」についても、情報、知見の共有化と相互利活用が図られるようなシステム構築に向けた環境整備を推進すること。
- 5 なお、報告徴収等の対象とならない小規模な事業者についても安全マネジメント態勢の構築のあり方についての検討を進めるとともに、安全性向上のための施策を推進すること。

平成18年7月31日

安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の策定に関する諮問についての運輸審議会運輸安全確保部会  
報 告 書

最近の運輸分野における事故等の発生状況にかんがみ、運輸の安全性の向上を図るため策定された「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成18年法律第19号）」の成立を受け、運輸事業者において、安全最優先の方針の下、経営トップ主導による経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の適切・確実な構築を図るため、運輸事業者に対して、安全管理規程の作成等が義務付けられることになった。

この安全管理規程の記載事項のうち、その基本となる「輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項」の実施状況を確認するために行う報告徴収又は立入検査（以下「報告徴収等」という。）の実施に係る基本的な方針については、それが運輸事業者の経営の根幹に関わるものであるうえ、利用者の安全確保にも関わる重要なものであることから、国土交通大臣が定めるにあたり、運輸審議会へ諮問することとされている。

これに基づき今般、国土交通大臣より、平成18年6月22日付け国官運安第18号をもって同審議会へ諮問がなされた。

同審議会は、これについての審議を行うにあたり、運輸安全に関するより深い専門的な知見を得るため、一部の同審議会委員と、企業倫理、社会システム工学、心理学、輸送機関の運行（運航）関係の専門委員から構成される「運輸安全確保部会」（構成員については別記のとおり。）を設置し、これまで3回にわたり、調査・検討を行ったが、その検討結果について、運輸審議会に以下のとおり報告する。

1 平成18年6月22日付け国官運安第18号をもって諮問された別紙案については、妥当な内容であり、認めることが適当である。

2 部会所属の委員、専門委員からは、多岐に亘る意見が出されたが、そのうち主なものは、次のとおりである。

- ・ 企業それぞれの個性に応じた管理態勢を尊重する必要がある、一律の規制は好ましくない。
- ・ 経営トップが「安全はマネジメントの中心に据えられなければならない。」という理念とリーダーシップをもって、現場と意思疎通を図り、PDCAサイクル（輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善のサイクル（Plan Do Check Act））に経営トップが積極的に関わることが必要である。
- ・ 安全を確保するためには、現場に潜在する危険を摘出し、目に見える形にするプロセスが重要である。事業者がこのような取組を促すことができれば、結局は安全の確保につながる。
- ・ 運輸安全マネジメントの報告徴収等にあたって、事業者は、自己の安全管理について、その現状を正しく伝え、さらなる改善に向けてどのように取り組もうとしているのかが分かるように説明する責任を持つことを明確にする必要がある。
- ・ 運輸安全マネジメントの報告徴収等にあたって、行政は、安全管理に対する事業者の自主的な取組を尊重し、助言、指導を中心とし、安全確保の実現に向け事業者と協調して取り組む姿勢が望まれる。

- ・事業者間で、小規模なアクシデント、インシデント等の事故発生の原因となりうる情報、いわゆるヒヤリハットの情報を共有・活用して、業界全体で知見を高めていくことは、安全対策として有意義である。

運輸審議会においては、これらの意見や、その他部会でなされた議論をも踏まえて本事案の審議を行うことを望む。

別記

運輸審議会運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員名簿

平成18年7月31日現在

(委員)

榊 誠(部会長)  
竹田 正興(部会長代理)  
長尾 正和

(専門委員)

河内 啓二  
酒井 一博  
高 巖  
中條 武志  
芳賀 繁  
村山 義夫